



ケース 3

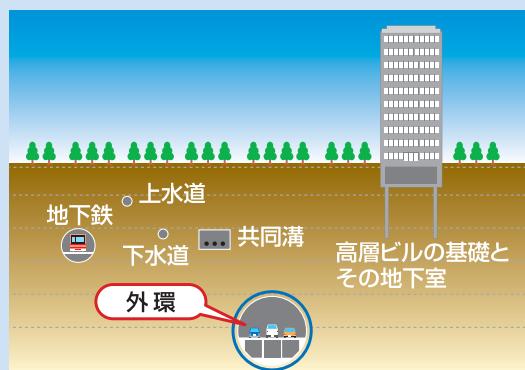
大深度地下の場合

大深度法による使用の認可

外環については、円滑な事業の実施や沿線への環境影響等の観点から、シールド本線の大部分について、大深度法の適用が可能な深さに計画しております。

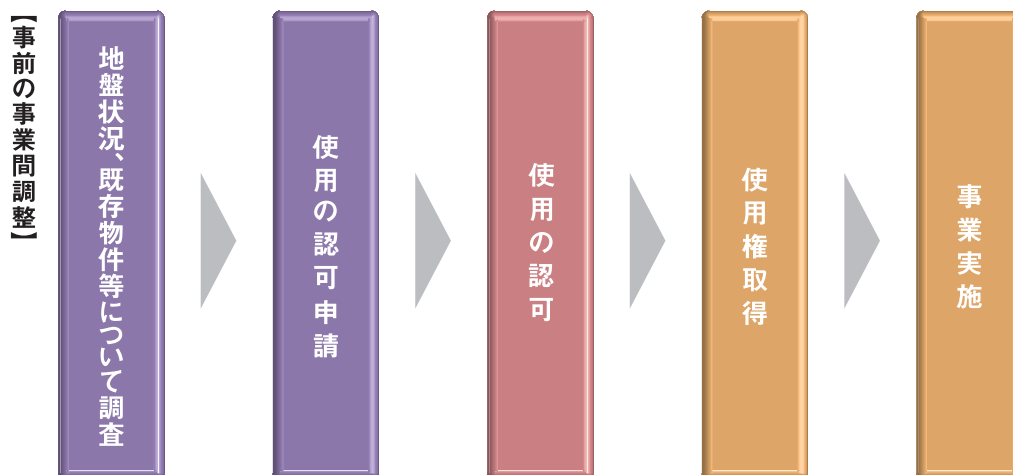
▶ 大深度地下の考え方

「土地所有者による通常の利用が行われない深さ」が大深度地下の深さとなります。



大深度地下のイメージ図 ▶

大深度法の概略手続き



▶ 補償の取扱い

大深度地下は、地下の利用等において通常の利用が行われない空間となりますので、対価補償はなされません。なお、事業区域に井戸等の既存物件が存する場合については、これを明け渡していただくために通常生じる損失の補償をさせていただくことになります。